

電子提供措置の開始日 2025年5月29日

株 主 各 位

第117期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

2024年度（第117期）
2024年4月1日～2025年3月31日
三櫻工業株式会社

目 次

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制	… 1 頁
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	… 4 頁
3. 連結株主資本等変動計算書	… 5 頁
4. 連結計算書類の連結注記表	… 6 頁
5. 株主資本等変動計算書	… 22 頁
6. 計算書類の個別注記表	… 23 頁

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、交付書面から記載を省略しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念に基づき社会的責任への取り組みを明確にした三桜グループ行動憲章・行動規範および諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- ② 取締役会は、法令および定款に従い、取締役会への報告基準、付議基準を定め、業務執行を決定する。
- ③ 代表取締役は、取締役会の決議事項の業務執行、取締役会および社内規則により委任された事項についての決定ならびに業務執行を行う。
- ④ 代表取締役、取締役は、職務執行に関し取締役会に報告し相互に監視を行う。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務執行に関し社内規則に基づき監査を行う。
- ⑥ 意思決定において、社内スタッフおよび外部専門家の意見聴取を徹底し、判断に関する合理性、適法性を確保する。
- ⑦ 当社および当社グループ各社の役員、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、ITを活用したモニタリングおよび社内法務スタッフおよび外部専門家の意見聴取の徹底を通じてコンプライアンスの浸透を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る以下の文書およびその他の重要な情報（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存および管理に関する規程に基づき保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録および関連資料
- ② 取締役会議事録および関連資料
- ③ その他の重要な会議の議事録および関連資料
- ④ 取締役を決定者とする決定書類および関連書類
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会およびその他の重要な会議に、当社および当社グループ会社の代表取締役および各業務担当取締役、執行役員、経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
- ② 当社および当社グループ会社において危機が発生した場合は、全社対策本部および現地対策本部を設置し、相互に連携して対応する。
- ③ 諸リスクへの対応については、当社および当社グループ会社の所管部門において規程の制定、教育の実施等の体制整備を推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は、独立社外取締役とする。
- ② 取締役会において、選任された執行役員が取締役会にて定められた担当職務を遂行する執行役員制度により、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化がされており、取締役会は経営戦略の決定および取締役ならびに執行役員の業務執行の監督を行っている。
- ③ 代表取締役および各業務担当取締役・執行役員の業務の執行に関し、取締役会はITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために、三桜グループ行動憲章・行動規範および諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築し、グループ規程類の整備をする。
- ② 代表取締役、取締役、執行役員は、それぞれの職務分掌に従い当該グループ会社の取締役および使用人等の職務の執行状況、経営状況等についてITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行い、当該グループ会社の取締役および使用人等に指導を行う。
- ③ 当社グループ会社の取締役および使用人等の業務執行に関し、ITを活用し効率的な業務遂行に取り組んでおり、これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役と協議のうえ、専任または内部監査業務を兼任するスタッフを置くものとする。
- ② 当該使用人は、取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、監査役の指揮命令下に置くものとする。
- ③ 当該使用人の人事・異動・評価等については監査役と協議し同意を得たうえで行うものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役、取締役、執行役員および使用人は、取締役会等その他重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告を行う。
 - ア. 当社および当社グループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - イ. 当社および当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ウ. その他上記ア、イに準じる事項
- ② 当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人は、監査役が当社および当社グループの事業および財産の状況に関する報告を求めた場合、または調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 監査役に報告を行った者が、当該報告を理由とし不利益な扱いを受けないことを確保する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用や債務について年度計画に基づく予算を設定する。
- ② 監査役会は、監査役会規則、監査基準を定め、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、ITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人に報告を求めるとともに、意見および情報の交換を行う。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、三桜グループ行動憲章・行動規範において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で対応する方針を明示するとともに、不当要求等を受けた場合は、総務本部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と緊密な連携をとり、毅然とした態度で対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

当社は、三桜グループ行動憲章・行動規範に基づき、役員および従業員に対し、コンプライアンスに関する意識向上のため、研修を通じて定期的に社内教育を実施いたしました。また、複数の内部通報窓口を設置しており、内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む制度の利用ルールの周知を図っております。

(2) リスク管理体制について

当社グループにおける新規投資等の重要案件に関し、審議する会議体を設けております。会議体には業務執行を担う取締役も出席して意見を述べております。また、一定額を超える重要案件につきましては、取締役会において審議、決議を行っております。

(3) 監査役監査の実効性を確保する体制について

当社は、業務監査室、財務本部および総務本部が監査役監査を支える体制をとっております。また、各監査役が監査上必要な情報を入手するためのITを活用した仕組みを導入し、監査役への報告および情報提供を強化することにより、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,481	2,362	31,872	△980	36,735
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,019		△1,019
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			737		737
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分				12	12
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△282	12	△270
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	3,481	2,362	31,589	△968	36,465

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	4,671	2,586	692	7,949	3,604	48,288
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,019
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						737
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						12
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	△1,348	908	297	△143	211	69
当連結会計年度変動額合計	△1,348	908	297	△143	211	△201
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	3,324	3,494	989	7,807	3,816	48,087

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結注記表

記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

I. 連結計算書類作成の基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 連結子会社の数 | 30社（Sanoh America Inc.他29社） |
| (2) 非連結子会社の数 | なし |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 持分法適用会社数 | なし |
| (2) 持分法非適用会社数 | 関連会社 2 社
（Sanoh Fulton (Philippines) Inc.他 1 社）
関連会社 2 社（Sanoh Fulton (Philippines) Inc.他 1 社）
は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSanoh America Inc.他23社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| ① 有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの |
| その他有価証券 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出） |
| | 市場価格のない株式等 |
| | 移動平均法による原価法 |
| ② デリバティブにより生じる正味の | 時価法 |
| 債権及び債務 | |
| ③ 棚卸資産 | |
| 製品及び仕掛品 | 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 原材料及び貯蔵品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法

なお、在外連結子会社は定額法

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与支出に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ 製品保証引当金

製品の品質保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額及び個別案件に対する見積額を計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2007年6月27日付で役員退職慰労金制度を廃止したため、同日以降新規の引当計上を停止し、現任取締役及び監査役が同日以前に在任していた期間に応じて引当計上した額を計上しております。

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当社の取締役及び当社従業員（取締役兼務者を除く当社執行役員及びその他所定の職位を有する者）への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

⑦ 損害賠償損失引当金

損害賠償損失引当金は、特定の労働災害発生等に備えるために、将来に発生しうる損失の見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、プレーキチューブ、フューエルチューブ、フューエルインジェクションレール、スチールチューブ製品及び樹脂チューブ製品、クイックコネクター、シートベルト用バックル・ショルダージャスター等をはじめとした自動車部品を製造販売しており、国内外の自動車メーカー及び自動車部品メーカーを主な顧客としています。このような製品の販売については、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当該履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益認識しております。なお一部の製品販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また有償支給取引について、当社は支給した原材料等の買戻し義務を負っていることから支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

収益は、顧客との契約において約束された製品の販売対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。なお当社は顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益の金額を測定しております。

顧客への納品後、概ね数カ月以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証を提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別せず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べする場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産について

当社グループは、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を1,965百万円（繰延税金負債相殺前は3,686百万円）計上しています。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、経営会議で承認された事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積み、将来の課税所得が生じる可能性の判断を行っております。

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、将来の販売予測、原材料価格の変動等であります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合は、回収可能性の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、親会社株主に帰属する当期純損益が変動する可能性があります。

2. 固定資産の減損について

当社グループは、2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、有形固定資産を36,674百万円計上し、無形固定資産687百万円を計上しています。

当社グループは、三櫻工業株式会社については事業部門を基礎とし、連結子会社については各子会社群単位でグルーピングを実施しており、遊休及び休止設備については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

資産のグルーピングのうえ、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を実施しております。具体的には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとなります。減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とします。回収可能価額を算定するにあたり、事業に供している資産については、グルーピングされた資産ごとの処分費用控除後の正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額を使用し、遊休及び休止設備については正味売却価額を使用しております。

回収可能価額の算定に際しては、主として外部専門家による鑑定評価額に基づく正味売却価額を用いております。

前連結会計年度にて営業損益が継続してマイナスとなっていた欧州事業セグメントに属する特定の子会社（有形固定資産657百万円）については、当連結会計年度は営業利益を計上し、また、継続してマイナスとなることが見込まれないことから、減損の兆候はないと判断しております。

一方で、当連結会計年度にて営業損益が翌連結会計年度にかけて継続してマイナスとなることが見込まれる中国事業セグメントに属する子会社及び欧州事業セグメントに属する前段と異なる子会社（有形固定資産合計2,417百万円）について、減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否を判定しております。検討の結果、当該資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を下回ると判断されたため、減損損失の認識を行っております。

当該資産グループの正味売却価額の算定については、計算手法やインプットデータの選択に当たり一定の仮定をおいて算定しております。正味売却価額である動産鑑定評価額が下落した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加で減損損失を認識する可能性があります。

なお、遊休資産として個別にグルーピングされた資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当連結会計年度の減損損失の金額は1,299百万円であります。

3. 重要な訴訟案件について

当社グループは、自動車部品に関する競争法違反行為により損害を蒙ったとして、特定顧客より本件に関連した損害について賠償負担を求められておりました。

このような訴訟案件については、個々の訴訟案件の特徴や関連する法的判断についての外部の専門家の見解を考慮し、将来の起こりうる結果を総合的に勘案してその影響額を見積り、引当金を計上し、本件のような現時点で信頼できる見積りができない場合には、引当金は計上せず、重要性がある場合には偶発債務として開示しております。

本件については、合理的な見積りが可能な損失見積額364百万円を損害賠償損失引当金に計上した後和解が成立し、損害賠償損失引当金より和解金を支払いました。

IV. 追加情報

1. 取締役向け株式交付信託

当社は、2020年6月22日開催の第112期定時株主総会決議に基づき、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として当社の取締役のうち受益者要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各取締役に対して、当社の定める取締役向け株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において344百万円及び411,000株であります。

2. 従業員向け株式交付信託

当社は、2020年8月27日の取締役会決議に基づき、当社従業員（取締役兼務者を除く当社執行役員及びその他所定の職位を有する者）のうち受益者の要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各従業員に対して、当社の定める株式交付規程に従って各従業員に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時であります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、145百万円及び174,700株であります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(単位：百万円)

建	物	土	地	合	計
	7		110		117

該当する債務残高はありません。

2. 財務制限条項

当社は、取引金融機関とシンジケーション方式タームローン契約（総額3,000百万円）を締結しておりますが、当該契約には下記のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各連結会計年度末の連結純資産額を、その直前の連結会計年度末又は2015年3月期末の連結純資産額のうち、いずれか大きい金額の75%以上とすること
- ② 2連結会計年度連続で連結営業利益をマイナスとしないこと

3. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的運用のため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。契約極度額は10,000百万円ですが、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。

4. 偶発債務

当社は、労働災害発生等の備えとして合理的に見積り可能な損失見込額を損害賠償損失引当金として計上しております。

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 投資有価証券売却益

保有資産の効率化及び財務体質の強化等を図るため、当社が保有する投資有価証券の一部について、市場で売却したことにより発生したものであります。

2. 投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券の一部について評価損を計上したものであります。

3. 損害賠償損失引当金繰入額

当社並びに当社の米国及びカナダ子会社における自動車部品に関する競争法違反行為に関連した損害賠償等に伴う当社の損失見込額を特別損失に計上したものであります。

4. 特別退職金

当社連結子会社であるGeiger Automotive GmbHの人員削減を実施したことに伴い発生した解雇給付（特別退職金）等を特別損失として計上しております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	37,112,000株
自己株式	1,303,425株

(注) 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式585,700株が含まれております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月21日 取締役会	普通株式	510百万円	14円00銭	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	510百万円	14円00銭	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年5月21日開催の取締役会決議による配当金の総額には、取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 2024年11月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

① 取締役会決議予定日	2025年5月20日
② 配当金の総額	510百万円
③ 配当の原資	利益剰余金
④ 1株当たり配当額	14円00銭
⑤ 基準日	2025年3月31日
⑥ 効力発生日	2025年6月2日

(注) 2025年5月20日開催予定の取締役会決議による配当金の総額には、取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理部門が顧客ごとの期日管理及び残高確認を行っております。また投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、資金担当部門が月次に資金繰り計画を作成する等の方法により、流動性リスクを管理しております。なおデリバティブ取引は、主に外貨取引の為替相場変動リスクを回避するために利用している為替予約取引であり、デリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額307百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額（注1）	時 価（注2）	差 額
受取手形及び売掛金	17,826	17,826	－
電子記録債権	826	826	－
投資有価証券			
その他有価証券	6,401	6,401	－
支払手形及び買掛金	(9,209)	(9,209)	－
電子記録債務	(4,431)	(4,431)	－
未払金	(4,171)	(4,171)	－
短期借入金	(9,543)	(9,543)	－
長期借入金 （1年内返済予定の長期 借入金を含む）	(29,598)	(29,436)	162
デリバティブ取引	(3)	(3)	－

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注2）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は129百万円であります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券	6,401	—	—	6,401
デリバティブ取引	—	3	—	3

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
受取手形及び売掛金	—	17,826	—	17,826
電子記録債権	—	826	—	826
支払手形及び買掛金	—	9,209	—	9,209
電子記録債務	—	4,431	—	4,431
未払金	—	4,171	—	4,171
短期借入金	—	9,543	—	9,543
長期借入金	—	29,436	—	29,436

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					計
	日本	北南米	欧州	中国	アジア	
物品の販売	29,032	67,060	21,142	13,012	28,561	158,807
サービスの提供等	125	228	378	—	—	731
計	29,157	67,288	21,520	13,012	28,561	159,538

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成の基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項
(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	59
売掛金	17,768
電子記録債権	826
計	18,652
契約資産	—
契約負債	495

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、295百万円であります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,236円34銭
2. 1株当たり当期純利益	20円59銭

(注1) 取締役等向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は1,303,425株であり、このうち取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は585,700株であります。

(注2) 取締役等向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は1,316,772株であり、このうち取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は599,097株であります。

XI. その他の注記

減損損失

(1) 減損損失を計上した資産

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失1,299百万円を計上しました。内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名	場所	用途	減損額	内訳
三櫻（中国）投資有限公司	中華人民共和国 上海市	自動車部品製造 用設備等	63	建物及び構築物 11
				機械装置及び運搬具 38
				工具器具備品 7
				その他 7
上海三櫻機械製造有限公司	中華人民共和国 上海市	自動車部品製造 用設備等	10	機械装置及び運搬具 2
				工具器具備品 1
				その他 7
三櫻（武漢）汽車部件有限公司	中華人民共和国 湖北省武漢市	自動車部品製造 用設備等	288	建物及び構築物 20
				機械装置及び運搬具 208
				工具器具備品 58
				その他 2
広州三櫻制管有限公司	中華人民共和国 広東省広州市	自動車部品製造 用設備等	374	建物及び構築物 82
				機械装置及び運搬具 166
				工具器具備品 106
				その他 21
三櫻（東莞）汽車部件有限公司	中華人民共和国 広東省東莞市	自動車部品製造 用設備等	378	建物及び構築物 53
				機械装置及び運搬具 271
				工具器具備品 47
				その他 6
Sanoh India Private Limited	インド共和国 カルナータカ州	自動車部品製造 用設備	95	機械装置及び運搬具 95
Geiger Automotive (Shenyang) Co., Ltd.	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	自動車部品製造 用設備等	91	機械装置及び運搬具 89
				工具器具備品 2

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、管理会計上の区分等をもとにキャッシュ・フローの相互補完性を考慮したうえ、国内においては、製品種類に応じた事業部単位ごとに、海外においては、事業所または地域別に集約した事業拠点ごとに資産のグルーピングを行っております。また遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。

三櫻（中国）投資有限公司、上海三櫻機械製造有限公司、三櫻（武漢）汽車部件有限公司、広州三櫻制管有限公司、三櫻（東莞）汽車部件有限公司及びGeiger Automotive (Shenyang) Co., Ltd.に供する上記自動車部品製造用設備については、営業活動による収益性の低下が認められた当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,204百万円を減損損失として計上しております。

Sanoh India Private Limitedの自動車部品製造用設備については、遊休状態となっており使用の用途が定まっていないため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少価額95百万円を減損損失として計上しております。

(3) 回収可能価額の算定方法

三櫻（中国）投資有限公司及び上海三櫻機械製造有限公司の回収可能価額は、使用価値を使用しておりますが、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算出しております。

三櫻（武漢）汽車部件有限公司、広州三櫻制管有限公司、三櫻（東莞）汽車部件有限公司及びGeiger Automotive (Shenyang) Co., Ltd.の回収可能価額は、動産鑑定評価書に基づき算定しております。

Sanoh India Private Limitedの自動車部品製造用設備の回収可能価額は、正味売却価額に基づき算出しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金							利益剰余金合計
						品質保証積立金	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当事業年度期首残高	3,481	2,969	28	2,998	760	100	116	12,451	2,291	15,718	△980	21,217	
当事業年度変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩							△7		7	－		－	
剰余金の配当									△1,019	△1,019		△1,019	
当期純利益									1,959	1,959		1,959	
自己株式の取得											△0	△0	
自己株式の処分											12	12	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)													
当事業年度変動額合計	－	－	－	－	－	－	△7	－	946	940	12	952	
当事業年度末残高	3,481	2,969	28	2,998	760	100	109	12,451	3,237	16,658	△968	22,169	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度期首残高	4,671	4,671	25,888
当事業年度変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△1,019
当期純利益			1,959
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			12
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△1,348	△1,348	△1,348
当事業年度変動額合計	△1,348	△1,348	△396
当事業年度末残高	3,324	3,324	25,493

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売

却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支出に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

- | | |
|-----------------|--|
| (4) 製品保証引当金 | 製品の品質保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額及び個別案件に対する見積額を計上しております。 |
| (5) 退職給付引当金 | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> |
| (6) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2007年6月27日付で役員退職慰労金制度を廃止したため、同日以降新規の引当計上を停止し、現任取締役及び監査役が同日以前に在任していた期間に応じて引当計上した額を計上しております。 |
| (7) 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。 |
| (8) 株式報酬引当金 | 株式報酬引当金は、当社の取締役及び当社従業員（取締役兼務者を除く当社執行役員及びその他所定の職位を有する者）への将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 |
| (9) 損害賠償損失引当金 | 損害賠償損失引当金は、特定の労働災害発生等に備えるために、将来に発生しうる損失の見積額を計上しております。 |

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ブレーキチューブ、フューエルチューブ、フューエルインジェクションレール、スチールチューブ製品及び樹脂チューブ製品、クイックコネクター、シートベルト用バックル・ショルダーアジャスター等をはじめとした自動車部品を製造販売しており、国内外の自動車メーカー及び自動車部品メーカーを主な顧客としています。このような製品の販売については、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当該履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益認識しております。なお一部の製品販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また有償支給取引について、当社は支給した原材料等の買戻し義務を負っていることから支給品の譲渡に係る収益は認識していません。

収益は、顧客との契約において約束された製品の販売対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。なお当社は顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益の金額を測定しております。

顧客への納品後、概ね数カ月以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証を提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別せず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産について

当社は、2025年3月31日現在、貸借対照表上、繰延税金資産1,275百万円相殺後の繰延税金負債371百万円を計上しています。なお当該金額の算出方法は、連結注記表「Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

2. 固定資産の減損について

当社は、2025年3月31日現在、貸借対照表上、有形固定資産を13,370百万円計上し、無形固定資産450百万円を計上しています。当社は、事業部門を基礎としてグルーピングを実施しております。なお当該金額の算出方法は、連結注記表「Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 重要な訴訟案件について

当社は、自動車部品に関する競争法違反行為により損害を蒙ったとして、特定顧客より本件に関連した損害について賠償負担を求められておりましたが、和解に至り和解金を支払いました。

本件については合理的な損失見積額364百万円を損害賠償損失引当金に計上した後、和解が成立したことから引当金を精算しております。

4. 市場価格のない有価証券の評価について

当社は、2025年3月31日現在、貸借対照表上、投資有価証券6,670百万円、関係会社株式11,909百万円及び関係会社出資金8,551百万円を計上し、このうち、市場価格のない有価証券として20,730百万円を計上しています。

当社は、市場価格のない有価証券の評価については、財政状態の悪化により実質価額が取得価額と比べ、50%超下落した時は、実行可能な合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としています。これらの見積りにについては、将来の不確実な経営環境の変動等により想定と異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、評価損を計上する可能性があります。

Ⅳ. 追加情報

1. 取締役向け株式交付信託

当社は、2020年6月22日開催の第112期定時株主総会決議に基づき、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として当社の取締役のうち受益者要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各取締役に対して、当社の定める取締役向け株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において344百万円及び411,000株であります。

2. 従業員向け株式交付信託

当社は、2020年8月27日の取締役会決議に基づき、当社従業員（取締役兼務者を除く当社執行役員及びその他所定の職位を有する者）のうち受益者の要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、各従業員に対して、当社の定める株式交付規程に従って各従業員に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時であります。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、145百万円及び174,700株であります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 33,684百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額3,156百万円が含まれております。
2. 保証債務
以下の関係会社及び従業員の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Geiger Automotive GmbH	6,481百万円
Sanoh America Inc.	2,984百万円
Geiger Automotive USA Inc.	23百万円
Sanoh India Private Limited	177百万円
計	9,665百万円
3. 財務制限条項
当社は、取引金融機関とシンジケーション方式タームローン契約（総額3,000百万円）を締結しておりますが、当該契約には下記のとおり財務制限条項が付されています。
 - ① 各連結会計年度末の連結純資産額を、その直前の連結会計年度末又は2015年3月期末の連結純資産額のうち、いずれか大きい金額の75%以上とすること
 - ② 2連結会計年度連続で連結営業利益をマイナスとしないこと
4. コミットメントライン契約
当社は、運転資金の効率的運用のため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。契約極度額は10,000百万円ですが、当事業年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はありません。
5. 偶発債務
当社は、労働災害発生等の備えとして合理的に見積り可能な損失見込額を損害賠償損失引当金として計上しております。
6. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	5,928百万円
長期金銭債権	8,060百万円
短期金銭債務	287百万円

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	18,872百万円
営業費用	6,340百万円
営業取引以外の取引高	1,781百万円
2. 投資有価証券売却益
保有資産の効率化及び財務体質の強化等を図るため、当社が保有する投資有価証券の一部について、市場で売却したことにより発生したものであります。
3. 投資有価証券評価損
当社が保有する投資有価証券の一部について評価損を計上したものであります。
4. 関係会社事業損失引当金繰入額
当社子会社であるGeiger Automotive USA Inc.及びGeiger Automotive (Shenyang) Co., Ltd.の事業損失に係るものであります。
5. 損害賠償損失引当金繰入額
当社における自動車部品に関する競争法違反行為等に関連した損害賠償に伴う当社の損失見込額を特別損失に計上したものであります。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,303,425株

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式585,700株が含まれております。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	23百万円
賞与引当金	269百万円
製品保証引当金	15百万円
退職給付引当金	608百万円
有形固定資産	0百万円
減損損失	431百万円
貸倒引当金	1,674百万円
関係会社事業損失引当金	177百万円
関係会社出資金評価損	4,064百万円
関係会社株式評価損	2,885百万円
繰延税額控除	76百万円
その他	461百万円
繰延税金資産小計	10,685百万円
評価性引当額	△9,410百万円
繰延税金資産合計	1,275百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,468百万円
退職給付引当資産	37百万円
固定資産圧縮積立金	37百万円
その他	104百万円
繰延税金負債合計	1,646百万円
繰延税金負債の純額	△371百万円

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議 決 権 等 (被 所 有) 割 合	関 係 の 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	S a n o h America Inc.	(所有) 直接 100%	兼任1名	当社製 品の販 売先	当社製品 の販売等	5,584	売 掛 金	2,440
				債務保 証	保証債務	2,984		
				資金の 援助	資 金 の 貸 付 貸付金の 回 収	－ 435	貸 付 金	449
	S a n o h Industrial de Mexico S.A. de C.V.	(所有) 直接 97.85%	兼任なし	当社製 品の販 売先	当社製品 の販売等	4,294	売 掛 金	1,167
	G e i g e r Automotive G m b H	(所有) 間接 100%	兼任なし	資金の 援助	資 金 の 貸 貸付金の 回 収	1,395 577	貸 付 金	794
				債務保 証	保証債務	6,481		
	G e i g e r Automotive USA Inc.	(所有) 直接 100%	兼任なし	資金の 援助	資 金 の 貸 貸付金の 回 収	1,754 －	貸 付 金	6,052
					受取利息 保証債務	397 23		

- (注) 1. 製品の販売については、市場実勢を勘案し、価格交渉のうで決定しております。
2. 保証債務は子会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っており、Geiger Automotive GmbHより受取った保証料33百万円及びSanoh America Inc.より受け取った保証料16百万円を計上しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
4. Geiger Automotive USA Inc.の貸付金については、当事業年度において貸倒引当金を5,013百万円及び貸倒引当金繰入額を494百万円計上しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
物品の販売	45,555
サービスの提供等	2,373
計	47,928

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社の契約残高は、顧客との契約から生じた債権のみであり、残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	3
売掛金	9,364
電子記録債権	826
計	10,192
契約資産	—

XI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 711円91銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 54円72銭 |

(注1) 取締役等向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は1,303,425株であり、このうち取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は585,700株であります。

(注2) 取締役等向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は1,316,772株であり、このうち取締役等を対象とする株式報酬制度に係る株式交付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は599,097株であります。

以 上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。